

江田島市教育委員会会議録

令和4年6月20日（月）令和4年第7回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時00分
閉会	午前	10時16分

2 出席者（4名）

教育長	小野藤	訓
教育長職務代理者	三島	雅司
委員	小宇根	康典
委員	泊野	仁美

3 出席説明員

教育部長	山井	法男
学校教育課長	黒小	大介
生涯学習課長	江郷	洋子
学校給食共同調理場総括場長	仁井	雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原	直久

4 事務局

学校教育課	課長補佐兼総務係長	寺口	博文
-------	-----------	----	----

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第14号 江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事業対象）案について
- (4) 議案第15号 令和5年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (5) 議案第16号 江田島市指定重要文化財の指定について
- (6) 承認第8号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）について

(7) 承認第9号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

(8) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第7回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

なお、本日の会議につきましては、この後授業参観などを予定しておりますので、10時15分までに終えたいと考えております。皆様の御協力をお願いいたします。

○ 教育長

審議に入る前に、承認第9号につきましては、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第9号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第9号につきましては、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あら

かじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、泊野委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3，議案第14号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事業対象）案について」を議題とします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第14号について説明します。

議案書，3ページをお願いします。

提案理由です。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成したので，江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第17号の規定により，委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては，「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書」（案）を添付しておりますので，そちらを御覧ください。

報告書の1ページが点検・評価制度の概要，2ページから10ページまでが点検評価の結果，11ページから14ページまでが点検評価に対する外部評価委員の意見，15ページが，総合評価となっております。

15ページの，総合評価を読み上げさせていただきます。

（総合評価について：読み上げ）

という総合評価を頂きました。

続いて，16ページから18ページが教育委員会の活動状況，19ページ，20ページが令和3年度江田島市教育委員会経営計画，最後の21ページのA3横版が，令和3年度自己評価表となっております。

この報告書につきましては，本日の議決後，市議会に報告するとともに，市教育委員会のホームページで公表することとしております。

次のページ，表題が「公開用資料（案）」となっているものです。

見ていただきますと，不登校児童数について，これまで実数を掲載しておりました。

しかしながら，実数を掲載した場合，個人が特定されるおそれがあるので，公表する場合はパーセント表示のみでよいのではないかと指摘が，昨年ある市議会議員からありました。

事務局としましても，報告書の公表にあたっては，パーセント表示のみでよいのではないかと考えております。

次のページ資料1と資料2が，関連するページで，人数をパーセントに置き換えたものです。

この点も併せて御審議いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

- 教育長
説明が終わりました。
質疑やご意見はございませんか。
- 三島委員
この報告書は、全てが公表されるのか。
- 教育部長
報告書は、議会にも配布し、ホームページでも、全ページが閲覧できるようにしております。
- 三島委員，小宇根委員
不登校児童数の公表は、パーセント表示でいいと思う。
- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
- 教育長
日程第4，議案第15号「令和5年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。
事務局から，説明をお願いします。
- 教育部長
ただ今上程されました議案第15号について説明します。
議案書，4ページをお願いします。
提案理由です。
令和5年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関し，基本方針を定める必要があるため，江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第9号の規定により，委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、学校教育課長から、説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第 15 号「令和 5 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育部長が説明いたしましたとおりでございます。

1 採択基本方針(1)採択の基本 教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること。また、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択すること。としております。

学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、また後ほど説明いたします。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うとして、観点を示しております。

ア 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされています。これらの観点はこれまでと変更はありません。

つづいて、

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の 3 親等以内に教科書発行者に勤務する方がいないかということです。教育委員の皆様方も含め、確認を行い、採択を行ってまいります。

つづいて、

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

- (ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために作成した資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

次に、2 方法、組織及び手続き 江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手續によって、採択を行う。

(1) 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ア 小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

イ 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合

ウ 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

(2) 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。

この基本方針に基づいて、令和5年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 小宇根委員

教科書会社から関係者に報酬を支払っていたことが報道されていたが、このような場合のチェックする体制はできているのか。

○ 学校教育課長

教科書指導書に指導事例を記載する際に、原稿を提供したときに謝礼を出すことがある。その場合は、兼業の申請があるため、兼業届を確認する。その他に市内の教職員の状況を校長会等で確認する。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第5，議案第16号「江田島市指定重要文化財の指定について」を議題とします。
事務局から，説明をお願いします。

- 教育部長
ただ今上程されました議案第16号について説明します。
議案書，7ページをお願いします。
提案理由です。
江田島市指定重要文化財の指定について，文化財保護委員会に諮問をしたいので，江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第10号の規定により，委員会の議決を求めるものです。
内容につきましては，生涯学習課長から，説明いたします。よろしくをお願いします。

- 生涯学習課長
ただ今上程されました議案第16号について説明します。
江田島市文化財保護条例第3条の規定により，江田島市教育委員会は，文化財保護法，広島県文化財保護条例に指定されたものを除き，市の区域内に存在する文化財で重要と認められたものを市重要文化財に指定することができます。
8ページをお開きください。文化財の指定申請書です。
こちらの申請は江田島市文化財保護条例施行規則第2条による指定の申請です。
令和4年5月30日に江田島市長より申請されたもので，名称，所在の場所は，提案理由のとおりです。
所有者及び管理者は，江田島市長です。
寸法は，94センチメートル×127センチメートルの折本状です。製作者は，明治19年7月に広島県安芸郡江田島村で制作されたものです。
由来ですが，明治19年7月に海軍兵学校が江田島移転のため，用地買収予定地の地番・地目などを表した図面です。本史料の内，海軍兵学校移転用地となったのは，約3分の1程度でした。
保存管理の状況は良好です。
その他参考となる事項ですが，明治19年7月時点の江田島中央地区の地番・地目状況を現在に伝える大変貴重な資料です。図の中央にお鷹神社及び教法寺の施設名が確認できます。当時の地目（宅地・農地・山林など）が彩色で記入されています。特に海岸部の一筆毎の区割りは農耕のため，牛馬を使った農作業のために1回の農地を鋤くためか，細長い区割りとなっている点から，当時の農作業の実態が把握できます。海岸部には，

満干潮時の水位調整である潮間ももうけられていることが確認できます。

10 ページをお開きください。こちらが海軍省御所用地畧図です。

11 ページをお開きください。こちらの指定同意書については、江田島市文化財条例施行規則の第4条の規程に基づき江田島市長から提出がありました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 三島委員

今後の予定を教えてください。

○ 生涯学習課長

今後の予定については、7月に文化財保護委員会を開催して審議する予定です。

文化財保護委員会の答申に基づき、8月に開催される教育委員会会議に議題として提出します。指定後は、7月から開催される教育参考館特別展において、学びの館での公開を計画しています。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第6、承認第8号「令和4年度江田島市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会関係分)について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました承認第8号について説明します。

議案書、12ページをお願いします。

提案理由です。

令和4年度江田島市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会関係分)を、臨時に代理したため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第5条第2項の規定により、委員会へ報告し、承認を求めるものです。

13ページをお開きください。

まず、歳入についてです。

新型コロナウイルス感染症対策などの国庫補助金と「道徳教育推進拠点地域事業」に係る県補助金を補正しております。

14ページをお願いします。

歳出についてです。

「道徳教育推進拠点地域事業」に係る歳出予算を補正しております。

次に、15ページをお願いします。

コロナ交付金を充当する事業として、学校関係とさとうみ科学館で使用する機材等について、歳出予算を補正しております。

以上の補正予算を、令和4年第3回江田島市議会定例会に上程し、先週6月15日に議決されました。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 三島委員

15ページの学校等における感染症対策等支援事業の具体的な内容を教えてほしい。

○ 教育部長

各学校に要望を取り、オゾン発生装置やサーキュレーターなど学校の要望に応じて、合計で635万7千円の備品を購入する。

○ 小宇根委員

15ページの教職員用のタブレットの購入で整備後は、教職員用のタブレットの不足はなくなるのか。

○ 教育部長

昨年、整備したタブレットは、児童生徒用は全員分整備できた。教職員分は、担任分しか補助対象にならなかったもので、小学校では、1校あたり6学年の担任分6台と特別支援学級分2台で8台分を整備した。実際にはそれ以外の県費、市費の加配の教職員は、使い回しをしていた。今年度になって、それ以外の教職員分も国から補助の対象になったため、52台を追加で整備する。これで教職員についても概ね1人1台の環境となる。

- 小宇根委員
15 ページのワイヤレスマイクロホンの購入は，授業で使うために整備するのか。
- 学校教育課長
声が通りにくい大きな部屋などで使用することを目的として，体育館やホールでの使用を想定しているが，様々な場所で活用できるように整備した。
- 教育長
それでは，これで，本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は，原案のとおり承認することに，ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は，原案のとおり承認されました。
- 教育長
日程第7，承認第9号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は，令和4年7月19日（火），午前10時から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員